



衆議院憲法調査会ニュース

H15.5.9 Vol.52

第 156 回国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

5月8日に開会された小委員会

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会
最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会（第4回）

〔テーマ〕国際機関と憲法（安全保障・国際協力の分野における）

参考人：菅波 茂君

（AMDAグループ代表

特定非営利活動法人AMDA理事長）

佐藤 行雄君

（財団法人日本国際問題研究所理事長）

質疑者

近藤 基彦君（自民） 桑原 豊君（民主）

遠藤 和良君（公明） 藤島 正之君（自由）

春名 真章君（共産） 金子 哲夫君（社民）

井上 喜一君（保守新党） 谷本 龍哉君（自民）

首藤 信彦君（民主） 下地 幹郎君（自民）

中山 太郎会長

質疑終了後、自由討議

菅波茂参考人の意見陳述の要点

1. NGO から見た国際協力と平和主義・国際協調主義・公益の時代

- ・ NGO は、自らの判断で危険を承知で平和の実現に向けて活動しているという意味で、「平和主義者」と考えることができる。
- ・ 国際協調主義は、(a) 嫌われない（戦争をしない）、(b) 喜ばれる（金銭的援助をする）、(c) 軽蔑されない（メッセージを出す）の3点が実現したときに成功したと言えるが、日本は、(c) の点において十分でない。国際協調主義を貫くには「啓典の民」（一神教の人々）との連携が不可欠であるが、そのためには、有言実行型の行動でなければ理解されないということを認識しなければならない。
- ・ (a) 最大民族による国家形成を意味する民族自決の原則に対するマイノリティの人権尊重の要請や、(b) 急激に変化する時代におけるポジティブリストからネガティブリストへの考え方の変化を受けて、「国益」という概念が制度疲労を起こしている。今後は、「公益」という新たな概念によって「国益」をも確保する時代であり、その際、ネガティブリストで行動する NGO と

ポジティブリストで行動する GO（政府組織）との連携の在り方が、「公益」実現の基本となる。

2. 人間の安全保障と国民参加型人道援助外交

- ・ 「啓典の民」との対話を可能とするキーワードとして「人間の安全保障」を掲げ、その下に、国民参加型の人道援助外交を展開すべきである。
- ・ このような考えに基づき、AMDA は、「医療和平」（紛争当事者双方に中立人道支援の立場で国際医療協力をを行い、紛争の緩和を図り和平プロセスに寄与する試み）を展開している。この「医療和平」を実現するための3条件は、(a) 命の普遍性への共通認識、(b) AMDA への信頼、(c) 日本という国への期待感である。

3. テロの定義

- ・ テロの定義を明確にしないまま、テロへの対応が行われている。テロとは、「殺人によるメッセージ」であると言え、メッセージを分析しないと、テロへの対策を立てることはできない。

4. おわりに

- ・ 「お金を出すものが命ずる権限を持つ」という国際社会の原則に従って、政府は、ネガティブリストで行動する NGO のためにソフトインフラ整備を行い、国民参加型外交を通じた人間の安全保障を追求する姿勢を世界にアピールすべきであり、そのことによって、日本は、存在感を増し、影響力を発揮することができる。
- ・ 日本は、(a) 命に不可欠な水、(b) 世界一の平均寿命、(c) 武器の輸出を禁止する法律を有し、「人間の安全保障」を実現している数少ない国であることから、人間の安全保障の実現を世界に呼びかける資格がある。
- ・ 21世紀の急激に変化する時代において、日本は、人間の安全保障を提唱し、政府と NGO との連携を図るなど、これに対応するシステムを構築することにより、多様な社会におけるイニシアティブを発揮することができる。

佐藤行雄参考人の意見陳述の要点

1. 国連は未完成 日本における国連のイメージとの相違

- ・ 日本で抱かれている国連のイメージとその実態との間には、ギャップがある。実態において、国連は、(a) 国連待機軍が実現されていないこと、(b) 第二次世界大戦の戦勝国が安保理を牛耳っていること、(c) 少数の先進国が予算の大半を負担していることといった点において、変化しつつある組織であるとともに、未完

の組織である。

2. 国連の三つの姿

(1) 事務総長(事務局、諸機関)

- ・事務総長を頂点とする事務局は、(a) 憲章の目的追求及び国際社会の課題の設定、(b) 紛争の予防及び解決、(c) 紛争の再発防止及び復旧・復興の分野において大きな役割を果たしている。
- ・事務総長等への協力について、日本は、十分な財政支援をしており、今後は、PKO 要員(文民警察、司法官等)、邦人職員等の人的貢献を拡充していくことが課題となる。

(2) 総会、経済社会理事会(信託統治委員会)

- ・総会や経社理は、環境、貧困、女性等の国際社会の主要課題についての合意形成を図る機関であるが、その決定は、勧告的効力を有するに過ぎない。
- ・これらにおける日本の「発言権」は大きい、「発言力」をより増大させるよう努力する必要がある。

(3) 安全保障理事会

- ・安保理は、国際社会の平和と安全に関し拘束力を有する決議を下すことができる。安保理においては、常任理事国に拒否権という強大な権限が付与されている一方、非常任理事国の権限は限定的であり、また、安保理事国以外の国には、東チモールのコア・グループ、アフガニスタンの復興支援会議等の例外事例を除き、ほとんど発言権は認められていない。
- ・例えば、北朝鮮問題が安保理に付託された場合、日本が安保理事国でないこと等の理由から、日本の意を汲んだ決定がなされるとは限らない。このようなことを踏まえれば、日本の安全について、安保理を絶対視してすべてを委ねることは疑問である。

3. 安保理改革 三つの課題

- ・日本は、自らが常任理事国となるか否かの問題は別として、(a) 戦勝国が牛耳る現状を認めるべきでないこと、(b) 常任理事国入りが必要とみなされている国であること、(c) 米国を説得できる国であること等の理由から、国連を機能させるために、安保理事国枠の拡大の範囲、新常任理事国の選定、拒否権行使の態様等に係る安保理改革を主導していくべきである。

4. 要望

- ・国際の平和と安全に係る国際機関として、国連に代わるものはない以上、日本は、国連を重要視し、その改善に努力すべきである。
- ・憲法調査会は、国連の実態を調査するため、調査団を派遣すべきである。

菅波茂参考人及び佐藤行雄参考人に対する質疑の概要

近藤基彦君(自民)

< 両参考人に対して >

- ・北朝鮮による拉致はテロであると考えますが、いかがか。

< 佐藤参考人に対して >

- ・国連憲章において「敵国条項」がいまだに存在する理由、「敵国条項」が定められた経緯について伺いたい。

桑原豊君(民主)

< 佐藤参考人に対して >

- ・日本の安保理常任理事国入りについて、(a) 常任理事国となれば国連における軍事的貢献が求められることとなり、憲法との関係で問題が生ずるとの指摘や、(b) 日本が常任理事国となっても、米国追従の国が入るだけであるとの指摘もあるが、参考人はどのように考えるか。
- ・日本が安保理常任理事国入りを目指すに当たっては、日本としてどのように国連を改革すべきであると考えているかを明らかにして臨むべきだと考える。そのような準備はできているのか。

遠藤和良君(公明)

< 佐藤参考人に対して >

- ・米国は、米国のみが力を持ち、世界の平和を守り、世界を導くという考え方の下、世界の国に「米国がそれ以外か」という選択を迫っている。平和の保障に関し、国連は形だけの存在となり、実質的には米国が平和を保障する唯一の存在となった場合、米国と国連の関係についてどのように考えるか。

< 菅波参考人に対して >

- ・参考人は、テロにどのようなメッセージが含まれているかを考えることが重要であると指摘するが、9.11の米国に対するテロには、どのようなメッセージが含まれていると考えるか。
- ・武力によってテロリズムをなくすことはできないと考える。参考人は、テロに含まれるメッセージを読み取ることがテロリズムをなくすことにつながると指摘するが、具体的には、テロリズムにどのような対応をすればよいと考えているのか。

< 両参考人に対して >

- ・テロを生む土壌は何であると考えますか。

藤島正之君(自由)

< 菅波参考人に対して >

- ・人道支援等に当たって、国や NGO がそれぞれどのような役割を果たすべきかは難しい問題であるが、NGO の重要性や政府の役割の限界を踏まえた上で、この点について参考人はどのように考えるか。

< 佐藤参考人に対して >

- ・参考人は国連の将来に対して楽観的な見通しを持っているようであるが、国連は、湾岸戦争時には機能したように見えたが、今回のイラク問題においては機能せず、米国と国連の間に亀裂が生じた。参考人は、今後、世界が米国中心と国連中心のどちらの方向に動くと考えているか。また、日本は、外交方針として対米重視を打ち出す一方、国連中心主義を標榜しているが、今後どちらの方向をとるべきなのか。
- ・日本は国連予算の約 20%を負担しながら、その提唱する安保理改革等は少しも進まない。日本は、

多額の分担金を負担している国として、分担金の拠出の在り方の見直しを含め、目に見える形で交渉を進めるべきであると考えているが、いかがか。

春名真章君（共産）

<菅波参考人に対して>

- ・9.11のテロに対し米国は軍力で対応したが、「医療和平」を提唱している立場から見て、米国の対応をどのように評価するか。また、軍力で対応したことが「現場」にどのような困難をもたらしたのか。

<佐藤参考人に対して>

- ・米国は、イラク問題への対応に見られるように、国連を利用できる時は利用し、自国の国益に反する時は国連に従わないという態度をとっている。参考人は、このような態度をどのように評価するか。
- ・イラク問題に関して国連が無力であることを指摘する意見もあるが、査察継続による平和的解決を追求する過程で公開討論等を通じて果たした国連の機能を重視すべきであり、その点で、国連の機能に改めて光が当たったと考えるが、いかがか。

金子哲夫君（社民）

<菅波参考人に対して>

- ・AMDAは、アフガニスタンにおいて活動しているが、同国におけるAMDAの活動に対し、日本政府からどのような支援が必要であると考えているか。

<佐藤参考人に対して>

- ・日本は、国連加盟国の中で、(a)平和憲法を持つこと、(b)核兵器による唯一の被爆国であることから、特別の地位を占めている。平和憲法に関する他の加盟国の理解はどの程度か。また、日本は、そうした特別の地位に照らして、国連内で核軍縮を訴えるとともに、包括的核実験禁止条約(CTBT)への加盟を米国に積極的に働きかけるべきであると考えているが、いかがか。
- ・イラク問題に見られるように、いわゆる「中間国」が大きな役割を果たし得たという点において国連は変化しており、これは評価できると考えるが、いかがか。

井上喜一君（保守新党）

<佐藤参考人に対して>

- ・安保理の改革が唱えられているが、現在の常任理事国が既得権を放棄することは考えられず、改革の範囲としては、常任理事国の増加が現実的であると思う。新たに常任理事国となる国の条件とは何か。
- ・国際社会の平和と安全の分野における日本の国際社会での評価が高くない背景には、日本の安全保障体制の問題があると考えている。自分で自分を守ることは世界の常識であり、まず、そのための体制の整備をすべきであると考えているが、いかがか。

谷本龍哉君（自民）

<佐藤参考人に対して>

- ・国民は、国連に対し公明正大な機関であるとのイメージを持っているが、イラク問題の例に見られるように、国益と国益がぶつかり合うのが国連の実態である。このような現状は、常任理

事国のいずれかと利害を同じくしていれば国連に従わずともよいというモラル・ハザードを生じさせるおそれもある。これらを踏まえて、国連改革についてどのように考えるか。また、国民に対し国連の現状をもっと知らせていくべきであると考えているが、いかがか。

- ・拒否権を撤廃した場合における安保理の在り方について、どのように考えるか。

首藤信彦君（民主）

<佐藤参考人に対して>

- ・国連改革については、安保理改革だけでなく、国家への国連の干渉等に関する議論も進められており、その中で、国連を二院制にし、そのうちの一院を地域や都市の代表から構成されるものにするといった案も提示されている。これらを踏まえたとき、国連改革のあるべき姿について、どのように考えるか。

<菅波参考人に対して>

- ・日本においては、憲法89条によって、公金を公の支配に属しない事業に支出することができないこととなっており、これが、市民社会組織の発展を阻害している面がある。NGOと政府との関係について、どのように考えるか。また、非国家システムとしてのNGOは、どのようにあるべきと考えるか。

下地幹郎君（自民）

<佐藤参考人に対して>

- ・私は、以前、憲法に国連の役割を位置付けるべきであると考えていたが、イラクのクルド人自治区を訪れて、国連の「オイル・フォー・フード」という施策が地域の農業生産等を破壊し、市民がフセイン政権に依存せざるを得なくなった現実を目の当たりにし、国連に疑問を感じた。これについて、どのように考えるか。

<菅波参考人に対して>

- ・NGOに政府が活動資金を提供した場合、NGOの独自性が失われるおそれがある。政府がNGOに資金を提供しつつ、政府から自立するNGOとなるような両者の連携について、どのように考えるか。

中山太郎会長

<佐藤参考人に対して>

- ・日本は、憲法を基本としつつも、必要に応じ憲法を拡大解釈するかなのような手法によってテロ特措法等を制定してきた。国連大使として世界の国々の外交駆け引きを見てきた参考人は、このような国の在り方をどのように考えるか。
- ・欧州に見られるような地域的安全保障の枠組みと同様のものを北東アジアで構築することについて、参考人はどのように考えるか。

自由討議における委員の発言の概要（発言順）

中山正暉君（自民）

- ・私は、21世紀に国連が機能を失うことがあるとすれば、それは常任理事国である中国と米国が対立した場合ではないかと考えている。
- ・新しい憲法において集団的安全保障を考える場合、世界的にはNATO、米州機構等の地域的な安全保

障体制が一般的である一方、アジアにおいては中国の存在から地域的な体制ができず、日米、米韓等の二国間の安全保障体制となっていることについても検証する必要があると考える。

春名真章君(共産)

- ・国連改革においては、国連憲章の理念を実現するような改革が必要であると考え。その際、イラク問題をめぐり国連加盟国が安保理や公開討論などの場を通じて大きな役割を果たしたことを認識すべきである。
- ・日本が世界から信頼され、説得力ある発言をするためには、対米追従外交からの脱却が必要である。
- ・日本は、平和外交の道を歩むべきであり、常任理事国入りについては、(a) 国連加盟時に憲法の枠内で貢献するとの通告をしたこと、(b) 国連憲章47条で、常任理事国は安保理の下で兵力の戦略的指導を行う軍事参謀委員会の構成員とされるが、これへの参加は憲法9条に違反することにかんがみ、慎重に吟味する必要がある。

金子哲夫君(社民)

- ・これからの国際社会の平和と秩序維持において中心的役割を果たすべきは、やはり国連であり、日本は、そのための改革を主導していくべきである。
- ・我が国では、人的貢献について議論される際に、まず、自衛隊の派遣が議論となるが、これはおかしいと考える。平和憲法を持つ我が国の果たすべき役割はもっと多様であるべきであり、自衛隊以外の人的貢献の在り方について検討すべきである。

中川昭一君(自民)

- ・菅波参考人は、北朝鮮の拉致をテロとは区別するとしたが、私は、北朝鮮による拉致は、まさに国家によるテロであると考え。
- ・今回の米国のイラク攻撃は、テロ国家であるイラクが12年間国連への協力を拒み続けた帰結である。春名委員は、日本が米国のイラク攻撃を支持したことを対米追従と指摘するが、私は、佐藤参考人の追従と対話は区別すべきであるとの考えに全く同感であり、日本が米国支持を表明したことは、国益に基づいた判断であると考え。
- ・世界の人々が平和を愛するとは正しいが、その手段においては紛争が生じる可能性があることを踏まえ、現実には即した外交を行い、国益や世界のために何ができるかについて考える必要がある。

中山正暉君(自民)

- ・我が国の安全保障の在り方を検討する際には、安保理常任理事国同士が対立し、国連が機能しなくなった場合のことを考慮すべきである。

仙谷由人会長代理

- ・佐藤参考人からは、国連は高邁な理想を追求する場というよりも安保理常任理事国の国益が対立する場である点を認識すべきという、いわば「たかが国連」との趣旨の発言があったが、国際社会における「法の支配」を貫徹するためにも、「されど国連」の立場から、国際法にのっとり国連を機能させるよう努力する必要がある。

- ・国家が国益を追求するのは当然であるが、それは、近視眼的なものや中長期的に見て誤ったものであってはならない。その意味で、日本は、「人間の安全保障」、「地球市民益(公益)」等の観点から、国の在り方を考える必要がある。
- ・安保理をはじめとする国連での決定を履行することが憲法解釈上認められないとする見解もあるが、これは、別次元の話であると考え。

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会(第4回)

【テーマ】明治憲法と日本国憲法(明治憲法の制定過程について)

参考人：坂野 潤治君 (東京大学名誉教授)
質疑者

森岡 正宏君(自民)	中野 寛成君(民主)
遠藤 和良君(公明)	藤島 正之君(自由)
山口 富男君(共産)	北川れん子君(社民)
井上 喜一君(保守新党)	平林 鴻三君(自民)
仙谷 由人君(民主)	平井 卓也君(自民)

坂野潤治参考人の意見陳述の要点

はじめに

- ・明治憲法の制定に至る過程に関するこれまでの「普通の憲法成立史」は、明治7年の「民撰議院設立建白書」に始まる民権派の憲法史と明治14年の井上毅による憲法意見に端を発する体制派の憲法史とに分けられるが、これらの問題点として、私は、(a) この両者の関係が結び付けて考えられてこなかったこと、(b) これらの制定過程と実際の明治憲法の運用上の問題点とが結び付けて考えられてこなかったことが指摘できると考える。

1 明治憲法の諸特徴

- ・伊藤博文の『憲法義解』や美濃部達吉の『憲法講話』等の資料から明治憲法の解釈に関して読み取れることとして、以下の諸点等が挙げられる。
 - (a) 天皇の統治権について、1条と4条との間、また4条前段と後段との間で、その制限の有無に関して矛盾が見られるとの指摘に関して、解釈がさまざまに分かれていたこと。
 - (b) 天皇の立法権を定めたとされる5条及び37条には議会の「協賛」とあるが、明治憲法の英文テキストによれば、これは“consent”、すなわち「同意」の意味であり、基本的には議会に立法権があったと考えられること。
 - (c) 天皇の編制大権(12条)に関して、統帥権と同様に独立したものであるとの解釈から、政務上の大権であり内閣が輔弼すべき大権であるとの解釈まで、さまざまな解釈があったこと。
 - (d) 「国務大臣単独責任制」(55条)について、単独責任を定めたものであるとの解釈がある一方で、明治憲法制定の直後に制定された内閣官制などにかんがみると、全体責任制を定めたも

のであると解釈する余地があったこと。

- ・明治憲法がこのように多義的に解釈された原因として、次のような制定過程の事情があると考えられる。

2 明治憲法の3構想

- ・井上毅が実質的にその作成に当たった岩倉具視の「大綱領」(明治14年7月)を見ると、既に明治憲法の骨格ができあがっていたことが分かる。さらに、この「大綱領」は、福沢諭吉を中心とした交詢社の「私擬憲法案」(明治14年4月)を保守的な方向で手直したものと考えられる。しかし、その基礎となった憲法案が非常にリベラルな考え方を反映したものであったので、明治憲法は、結果として、さまざまな解釈がなされることとなった。
- ・明治憲法の制定過程において、重要な役割を演じたグループとして、この他に植木枝盛らを中心とし、内閣と民意を代表する政党とを峻別(「官・民分離論」)した自由党左派が挙げられる。

おわりに

- ・明治14年にリベラルな案を基礎にした明治憲法の原案はできあがっていたにもかかわらず、板垣退助は、多数党が政権を担うとの発想を持たず、自らは行政を担わずに伊藤博文にその役目を負わせるなどしたため、その後、議院内閣論が再興するまでに、33年余りを要した。
- ・このため、明治憲法において例外的規定とも考えられた「統帥権の独立」について、リベラルな勢力が憲法解釈を再修正しその後の軍部の独走を抑制するだけの時間的余裕がなくなってしまったと考えられる。
- ・美濃部達吉は、明治憲法を「解釈改憲」することによってその運用をリベラルなものに変えていったが、統帥権の独立を認めていたため、結果として軍部の独走に対しては無力であった。

詳細については「近代日本の憲法と政治(明治憲法体制再考)」(千葉大学法学部最終講義・平成15年1月21日)千葉大学法学論集18巻1号(坂野潤治先生退官記念号、平成15年6月刊行予定)所収、をご参照ください、とのご指示を坂野参考人から頂戴しております。

坂野潤治参考人に対する質疑の概要

森岡正宏君(自民)

- ・明治憲法の構造的な仕組みと実際の運用には隔たりがあったように感ずる。明治憲法の問題は、その構造的な仕組みにあったのか、運用した人間にあったのか、率直な意見を伺いたい。
- ・明治憲法においては天皇に31条に規定する非常大権等の大きな権力が付与されていたこと等に対し、日本国憲法においては象徴天皇とされていることにかんがみると、両者の間にはあまりにも大きな振幅がありすぎるのではないかとと思うが、このことについて参考人の意見を伺いたい。

中野寛成君(民主)

- ・明治憲法の制定に携わった人々の意識は、封建制から天皇親政に移行させようとする意識が強かったのか、国際水準に達させようとする意識が強かったのか。そして、その後、明治憲法に携わった人々の意識はどのように変化していったのか。
- ・「元首」という文言は明治憲法に明記されていたが、元首という言葉は、日本においていつ頃生まれたものなのか。そして、明治憲法における「元首」という文言を他の文言に置き換えたとき、何か不都合は生ずるのか。

遠藤和良君(公明)

- ・明治憲法の骨格や思想の源泉は、坂本龍馬の「船中八策」にあるとは考えられないか。
- ・明治憲法の制定過程は、まず憲法が公布された後に議会が開設されているという経緯をたどった。通常は、制憲議会などで議論が行われてから憲法が制定されるという順番だと思うが、順番が逆転していることについて意見を伺いたい。
- ・明治憲法下において軍部が独走したことについては、憲法自体に問題があったという見解と運用に問題があったという見解があるが、意見を伺いたい。

藤島正之君(自由)

- ・我が国を昭和の戦争へと導いた背景としてあったものは、明治憲法が定める「統帥権の独立」というよりも、例えば日露戦争の勝利が国家や軍部に自信を与えたように、当時の国民の支持や国家の方向性だったのではないかと考えるが、いかがか。
- ・明治憲法は、「不磨の大典」として祭り上げられることとなったが、明治憲法制定に当たった人々は、制定当時、その憲法を、後世改正されることがないものと捉えていたのか、それとも改正されうるものと捉えていたのか。
- ・明治憲法における天皇の位置付けは、当時のイギリスの制度にならったものと言えるか。
- ・明治憲法の運用において、議会の果たす役割をもっと重視してもよかったのではないかと思うが、いかがか。

山口富男君(共産)

- ・参考人は、「明治憲法は、井上毅と福沢諭吉の合作である」との意見を述べたが、そのような状況に到った政治的背景について伺いたい。
- ・伊藤博文は、明治憲法の矛盾に気付きながら、『憲法義解』の4条でわざわざ附記を設けて、欧州の立憲主義や君主制は受け入れられないと述べるなど神権主義的な解釈を行っている。また、美濃部達吉も同様に憲法の矛盾に気付きながら、それを棚上げにする解釈を行った。こうしたことはなぜ生じたと考えるか。
- ・明治憲法が定める「臣民の権利」に係る規定には、どのような特徴があるか。

北川れん子君(社民)

- ・明治憲法は、少数の指導者による論争を経て制定されたものとするが、明治憲法体制下、国民は、こうして作られた憲法をどのように意識していたのか。
- ・明治憲法体制下における憲法と法律の乖離の状

況、憲法と法律との関係及び憲法の運用実態について伺いたい。

- ・日本国憲法 99 条には、「憲法尊重擁護の義務」が定められているが、明治憲法ではそのような規定はなかった。当時の帝国議会議員を憲法の遵守という観点から見た場合、参考人はどのようなものを感じるか。

井上喜一君（保守新党）

- ・憲法は、成文化されてしまうと時の経過とともに現実との間にずれが生じる。それを補うのは解釈であり、憲法の場合、普通の法律以上に幅広い解釈が考えられる。この点について、参考人の意見を伺いたい。
- ・憲法改正において「総議員の3分の2」の賛成は得られないが、60 パーセントの賛成は得られるような場合に、憲法解釈で埋められると考える。このような考えに対する、参考人の意見を伺いたい。

平林鴻三君（自民）

- ・明治憲法は、国際的見地、例えば不平等条約改正等の問題からみて、どのようにつくられたものか。
- ・明治憲法においても、日本国憲法においても、国際関係からみた憲法史や政治史を研究しておく必要があると考えるが、参考人の意見を伺いたい。
- ・明治憲法体制は、枢密院、元老、貴族院、軍部等に権力や責任が分散・細分化している。そのため、本格的な政党内閣である原内閣ができたときは非常に苦労している。このような権力の分散が絶対的元首たる天皇の下にあることを明治憲法は最初から予定していたのか。

仙谷由人君（民主）

- ・明治憲法に「内閣」の概念がないのはなぜか。また、明治憲法では、政治権力の正統性の根拠はどこに置かれていたのか。
- ・明治憲法 55 条には内閣総理大臣という文言もなく、単に「國務各大臣」とあるのみである。そして各國務大臣が各省大臣として各省の利益を代表するような状態では、政治権力の一体性も生まれてこなかったのではないかと。また、このような中で、予算編成権を大蔵省が掌握し、半ば予算編成権の独立とも言うべき状態であったことについて、どのように考えているか伺いたい。

平井卓也君（自民）

- ・明治憲法及び皇室典範を中心とした「明治典憲体制」は、基本的には、制定時のまま改正されることがなかったが、こうした「明治典憲体制の固さ」とは、どこに原因があったのか。また、現行の国会法、内閣法、公職選挙法等は、かつての議院法、内閣官制、衆議院議員選挙法等の延長線上に存在しているように考えられる。日本国憲法下においても、附属法やその運用を通じて明治憲法的なものが生きていけるとすると「明治典憲体制の固さ」とは、今なお崩壊していないとも考えられるが、いかがか。
- ・私は、現行の単年度予算主義の下では、弾力的な財政運営が困難であると考えており、そういった視点から、予算外支出や継続費等の財政

制度に関する明治憲法の規定に関心を持っているが、明治憲法下での財政制度の問題点としては、どのようなことが挙げられるのか。

今後の開会予定

日付	開会時刻	会議の内容
H15 5.12 (月)	午後 1:00	地方公聴会（金沢）
H15 5.15 (木)	午前 9:00	基本的人権小委員会 〔テーマ〕知る権利・アクセス権とプライバシー権 参考人：堀部 政男君 (中央大学法学部教授)
	午後 2:00	統治機構小委員会 〔テーマ〕司法制度及び憲法裁判所 参考人：津野 修君 (前内閣法制局長官) 山口 繁君 (前最高裁判所長官)

諸般の事情により変更される可能性があります。

意見窓口「憲法のひろば」

平成 12 年 2 月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：2103 件（5/8 現在）
- ・媒体別内訳

葉書	1297	封書	409
F A X	239	E-mail	158

・分野別内訳

前文	119	天皇	78
戦争放棄	1447	権利・義務	56
国会	34	内閣	34
司法	10	財政	12
地方自治	10	改正規定	15
最高法規	8	その他	1295

- ・中間報告書に関する意見：8 件

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03 - 3581 - 5875
E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp
郵便 〒100-8960 千代田区永田町 1 - 7 - 1
衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。